

業務委託設計書に添付する特記事項

1.業務箇所

路線名	市町村名	箇所名
三才山トンネル有料道路	松本市	三才山美鈴湖入口上

2.業務内容

	延長等 業務内容	図面の有無
設計業務	解析業務 1式	
調査業務	機械ボーリング n=2本 L=17m 標準貫入試験 n=17回	

3.業務期間

着手日から 90日間

4.成果品

設計業務	報告書3部(電子データー3部・紙出力3部)
調査業務	

5.業務委託を実施するにあたっての条件等

項目	作業内容
電子納品	委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書によるものとする。
打合せ協議	業務着手前及び成果品納入時、中間打合せの3回を標準とし計上しています。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は、設計変更対象とはなりません。
現地調査	各試験が必要な場合は、監督員に協議すること。変更対象とする。

6.共通仕様書及び特記事項について疑義のある場合は、入札前に(あらかじめ指定された期日)までに書面での回答を求めてください。

特記仕様書

1.適用範囲

本特記仕様書は、平成26年度三才山トンネル有料道路法面防災対策工事に伴う地質調査業務委託松本市 三才山 美鈴湖入口上に適用する。

2.業務管理

受注者は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、設計業務共通仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、施行しなければならない。

3.履行期間

本委託の履行期間は、着手日から90日間とする。

4.業務の目的

平成8年度に作成された防災カルテを基本として、美鈴湖入口上のブロック積み(2段擁壁)箇所が、平成18年以前から小段の段差(沈下)や壁面の水平亀裂等が確認されていた。今回の防災点検で亀裂の拡大・小段部分での沈下等が確認されている。変状の原因を解明し効率的な対策工事を策定するため、ボーリングを含む詳細調査、変状機構の解析及び対策工の選定を目的とする。

5.秘密の保持

受注者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に知らせてはならない。

6.業務内容

1)機械ボーリング及び標準貫入試験

調査位置は別添図面のとおりとするが、詳細な位置については監督員と協議により決定する。掘削深度及び土質区分は既存資料に基づく想定であるため、これらについては変更設計の対象とする。その他、変更については監督員との協議による。

2)解析等調査

解析業務は、下記の点において実施する。

- ①各種計測結果の評価及び考察・試料の考察・データチェック
- ②ボーリング柱状図・土質または地質断面図等の作成(着色を含む)
- ③調査周辺の地形・地質状況の把握
- ④地質調査結果に基づく土質定数の設定・地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ⑤設計・施行上の留意点の検討
- ⑥地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算する。
- ⑦安定解析及びその他の調査結果を基に各種対策工法により、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。
特記仕様書に定めるものを除き「長野県土木部地すべり技術基準(案)」による。

3)報告書作成

成果を取りまとめ報告書を作成する。

4)打合せ協議

本業務の実施に伴う打合せは、着手時、中間、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえその時期を決定する。業務着手時または、業務計画書作成時には原則として管理技術者が立会うものとする。

7.資料等の貸与

貸与する資料等は、次の通りとし管理事務所に用意された貸与簿に記載する。

試料の名称	数量	単位	貸与・返却場所
道路台帳平面図(S=1:500)	1	式	管理事務所
H25.H26防災点検業務成果品	1	式	管理事務所

8.疑義の処理

本特記仕様書に定めない事項、または疑義が生じた時は、発注者、受注者双方の協議により処理するものとする。

9.その他

1)現地立ち入りについて

現地立ち入りについては、必ず監督員の承諾を得た上で行う。

2)旅費交通費及び運搬費について

旅費交通費及び運搬費の運転時間算出に用いる運転距離は、変更対象となりません。

3)成果品は、3部(電子納品を含む)作成し監督員に提出する。また成果品納入後であっても誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

4)業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は、契約後、土・日・祝日を除き10日以内に、登録内容の変更は変更のあった日から、土・日・祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合むは、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益無法人の場合はこの限りではない。